

CCS事業・国内法検討ワーキンググループ第4回資料  
CO<sub>2</sub>の分離・回収、輸送の規制についての一考察

2022年12月2日

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 紺野博靖

事業規制の機能には以下がある。

## 【共通の機能】

1. 事業者の経済活動に伴う弊害を行政機関が事前に予測し除去する機能(事前規制機能)
2. 憲法が保障する経済活動の自由の制約の法的根拠

## 【個別の機能】

1. 公益を担保する機能(公益担保機能)
2. 行政機関に監督権限を付与(行政監督機能)
3. 自由主義経済体制、私的自治を補完する機能(料金規制、約款認可制等)

※ 以上の各機能は独立しているのではなく、相互に関連している。

友岡史仁著「要説 経済行政法」(弘文堂)142～145頁参照

事業規制の方法の主な種類には以下がある。

## 【届出制】

受理行為によって効果を発生させる制度。事前規制機能は、形式的な受理要件の確認に留まる。

(例:ガス事業法のガス製造事業、電気事業法の発電事業)

## 【登録制】

公証行為(登録)によって効果を発生させる制度。行政に登録を拒否する裁量を持たせ事前規制機能を担うことがある。(例:ガス事業法のガス小売事業、電気事業法の小売電気事業、熱供給事業法の熱供給事業)

## 【許可制】

一般的に不作為義務を課した上で、その作為を許す制度。行政の裁量により事前規制機能を担保。

(例:ガス事業法の一般ガス導管事業、石油パイプライン事業法の石油パイプライン事業)

佐藤英善著「経済行政法」(成文堂)866～905頁参照

# 分離・回収事業、輸送事業に関する示唆について

## ＜分離・回収事業＞

- CO<sub>2</sub>の分離・回収はCO<sub>2</sub>排出者が自らの工場等に分離・回収設備を設置することにより行われることが想定される。分離・回収設備は独占性が低く、事前規制の必要性は高くないものと考えられる。
- 一方、分離・回収設備で回収したCO<sub>2</sub>を輸送して貯留事業権者に引き渡し、貯留事業権者が地下貯留する場合、輸送ネットワーク、貯留地質構造に支障をきたさないために、一定の規制を課す必要性は認められる。
- なお、この点、ガス事業法はガス製造事業に対し、電気事業法の発電事業は対し、それぞれ届出制を導入し(電27条の27、ガ86条)、電力ガス供給上の支障の除去のための業務改善命令制度(電27条の29準用の27条、ガ94条)等を適用することにより、他者のネットワークや設備の適切な利用を担保する仕組みが採用されている。

## ＜輸送事業＞

- CO<sub>2</sub>の輸送の方法には、①車(タンクローリー)輸送、②船舶輸送、③パイプライン輸送がある。
- A地点からB地点までのCO<sub>2</sub>の輸送を考えた場合、①車輸送と②船舶輸送の場合には、他者が新規参入することに設備上の制約はなく、競争が働き得る。一方、③パイプライン輸送の場合、独占性を許容し、効率的に必要となるパイプラインを整備する政策をとることも考えられる。パイプラインが整備されることで他者が新規参入することは困難で、競争が働きにくい。パイプライン輸送事業者が独占的な地位を有する蓋然性が認められる。
- パイプライン輸送事業の上記の状況は、許可制を取るガス事業法の一般ガス導管事業や石油パイプライン事業法の石油パイプライン事業に類似しているとも言える。

